

北海道告示第11390号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4年11月 9日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2882号	混合石灰肥料	効果発現促進材入り粒状苦土石灰肥料	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	北海道農材工業株式会社	札幌市北区北7条西6丁目1番地	令和10年11月25日